

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長より提出されました、第 37 号議案から 41 号議案及び議員から提出されました議提第 1 号の計 6 件を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託をしておりました議案について審査終了の報告がそれぞれ提出されておりますので、日程に従いまして、順次、報告を求めていきたいと思っております。

日程第 1. 第 4 号議案 武雄市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例から、日程第 7. 意見書第 1 号 大阪・関西万博の中止または延期を求める意見書までを一括議題といたします。

以上の 7 議案は、総務常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びにその結果につきまして、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 4 号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 4 号議案 武雄市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、関係上位法の「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の改正に伴い、所要の改正を行うものであり、これまで法令において、フロッピーディスク等の記録媒体を提出することと規定されている手続については、規定から除外されていましたが、適用範囲が拡大され、フロッピーディスク等の記録媒体による申請や処分通知等の手続について、オンラインによる手続が可能となるものとなっております。

いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 5 号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に付託されました第5号議案 武雄市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部改正に伴い、昨年12月に「武雄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」が改正され、会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となりましたが、この影響を受ける3つの条例を3条立てで改正するものとなっております。

それぞれ、現行規定で勤勉手当の支給について会計年度任用職員に対する支給を制限する部分について、整理する改正となっております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第6号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に付託されました第6号議案 武雄市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、令和6年度から森林環境税を市民税の均等割りと併せて賦課徴収するに当たり、集合徴収の方法による徴収及び納期の特例を適用するための改正となっております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第15号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に付託されました第 15 号議案 武雄市税徴収等の特例に関する条例を廃止する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により令和 7 年度中に税務システムの全国標準化を行う必要があり、集合徴収での徴収と納期を 10 期とする特例を定めた、「武雄市税徴収等の特例に関する条例」を廃止し、単税での徴収を行うものとなっております。

単税化後の納期については、武雄市税条例と武雄市国民健康保険税条例に規定があり、市民税、固定資産税は地方税法で規定されている納期を準用。

国民健康保険税については、現行と同様の 10 期での納期との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 16 号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に付託されました第 16 号議案 財産の処分について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、「武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、旧市営小原住宅跡地を建物解体及び撤去を条件に売却するもので、処分の価格は 5,000 万 1 円となっております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 17 号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に付託されました第 17 号議案 損害賠償の額の決定及び和解について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、損害賠償の額を決定し、和解を成立させることについて、議会の議決を求めるものであり、チラシ作成の際にフリー素材と誤認し、使用したものについて、相手方より指摘を受け、数度の和解交渉を経て、損害賠償額を決定、和解に至ったものとの説明を受けました。

委員から再発防止について質問があり、利用規約を確認した上で使用することを職員に周知徹底するとの答弁がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、意見書第 1 号に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に付託されました意見書第 1 号 大阪・関西万博の中止または延期を求める意見書（案）について、審査の経過と結果を申し上げます。

本意見書（案）は、大阪・関西万博の中止または延期を求めるものとなっておりますが、委員からは、今の時期に中止や延期を求めることは日本の信頼性に関わるといった意見や、政府の説明では、能登半島地震の復旧、復興に影響しないとの説明であり、他の自治体の開催について、意見を申すべきではないとの意見がありました。

審査の結果、全会一致で否決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。  
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。  
これより討論、採決を行います。  
討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。  
まず、第4号議案に対する討論を求めます。  
討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。  
これより第4号議案を採決します。  
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。  
お諮りいたします。  
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。  
よって、第4号議案は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、第5号議案に対する討論を求めます。  
討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。  
これより第5号議案を採決します。  
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。  
お諮りいたします。  
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第5号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第6号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第6号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第6号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第15号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第15号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 15 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、第 16 号議案に対する討論を求めます。  
討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。  
これより第 16 号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。  
お諮りいたします。  
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。  
よって、第 16 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、第 17 号議案に対する討論を求めます。  
討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。  
これより第 17 号議案を採決します。  
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。  
お諮りいたします。  
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。  
よって、第 17 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、意見書第 1 号に対する討論を求めます。  
討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより意見書第1号を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、否決であります。

よって、委員長の報告についての採決ではなく、意見書原案に対する採決となります。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

賛成少数であります。

よって、意見書第1号は、否決されました。

日程第8. 第3号議案 武雄市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例から、  
日程第17. 第35号議案 令和6年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)まで  
を一括議題といたします。

以上の10議案は、福祉文教常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに  
その結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

初めに、第3号議案に対する報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第3号議案 武雄市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正  
する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、外国人に対し、生活保護事務を行う際に、個人番号、いわゆるマイナンバーを利用  
できるようにするためのものです。

生活保護の医療扶助において、医療機関等の窓口でマイナンバーカードを利用した、オンラ  
インでの生活保護受給者の資格確認が全国で始まりました。

生活保護法に基づいて行われる日本人の生活保護とは異なり、外国人については生活保護法  
に準ずる取扱いとなっています。

このままでは番号法の適用外であることから、生活保護事務において、日本人と同じように  
外国人でもマイナンバーを利用できるようにするためには、生活保護の実施機関である各自  
自治体において、独自に条例で定める必要があることから、武雄市においても条例の一部を改

正するものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第7号議案に対する報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第7号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、他機能端末機を介して交付を行う場合の手数料の特例を定めるために条例を改正するもので、各種証明書が取得できるコンビニ交付サービスの普及促進を図るため、令和6年7月1日から令和7年6月30日までの間の期間限定で、1通250円の手数料を、1通100円に減額するとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第8号議案に対する報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第8号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行により、条例を改正するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第9号議案に対する報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第9号議案 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等に伴い、条例を改正するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第10号議案に対する報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第10号議案 武雄市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本条例における、健康被害調査委員会の委員は、市長のほか、医師、保健所長、学識経験者

の7人で構成され、その調査の結果を市長へ報告することとなっています。  
市長が委員となり、調査結果を市長に報告する手順となっていることから、委員の構成について、市長から副市長へ改正するものとの説明を受けました。  
審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。  
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。  
次に、第19号議案に対する報告を求めます。  
朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第19号議案 令和5年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）の審査の経過と結果を申し上げます。  
今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ5,445万3,000円を減額し、総額を62億3,278万2,000円とするもので、主なものとして、歳出では、2款4項1目．出産育児一時金から6款2項1目．特定健康診査等事業費、9款1項1目．一般被保険者保険税還付金について、今年度の実績に基づく減額を行い、歳入の5款．県支出金の特別交付金においては、国の保険者努力支援制度分等及び県の2号繰入金について、当初見込みから実績の差を減額するとの説明を受けました。  
審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。  
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。  
次に、第20号議案に対する報告を求めます。  
朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 20 号議案 令和 5 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 70 万円を減額し、総額を 7 億 6,499 万 7,000 円とするもので、歳入の 5 款 2 項 1 目、保険料還付金及び歳出の 3 款 1 項 1 目、保険料還付金について、本人死亡等による保険料の変更に伴う還付金の当初の見込みと最終の見込みの差額分について減額を行うとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 27 号議案に対する報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 27 号議案 令和 6 年度武雄市国民健康保険特別会計予算の審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 63 億 1,606 万 8,000 円を計上されており、国民健康保険加入者の医療機関等の受診に伴う医療費の給付である 2 款 1 項、療養諸費及び、2 款 2 項、高額療養費について、昨年度よりも増額して計上され、4 款 1 項 1 目 12 節、委託料の受診勧奨業務委託料については、令和 6 年度から新たに A I を活用し、健診未受診者の性質に合わせ、健診受診を促す勧奨はがきを出すための取組を行うとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 28 号議案に対する報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 28 号議案 令和 6 年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算の審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 8 億 4,893 万 7,000 円を計上されており、歳入では、1 款．後期高齢者医療保険料 6 億 225 万 7,000 円について、団塊の世代と言われる方たちが全て後期高齢者となられ、被保険者が増えてくると考えられること。

また、出産育児一時金の負担を後期高齢者医療にもお願いすることなどにより、2 年に 1 度の保険料改定時期である令和 6 年度の保険料が値上げとなることなどから、約 7,200 万円の増額を見込んでいるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 35 号議案に対する報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 35 号議案 令和 6 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 6,200 万円を増額し、総額を 63 億 7,806 万 8,000 円とするもので、歳出では、3 款 1 項 1 目．一般被保険者医療給付費分納付金から 3 項 1 目．介護納付金分について、例年 1 月に県から提示される納付金が、当初見込みよりも上回ったため増額するもの。

歳入では、7 款 2 項 1 目．基金繰入金 6,200 万円について、国民健康保険税率の抑制に国民健康保険基金を活用するため繰り入れるもので、基金を活用した税率抑制を行う理由として、物価高騰が市民生活に与える影響を考慮したこと。

また、令和 12 年度までに県内の国保税率が完全一本化されることに伴い、市町ごとの国保基金を税率抑制に活用できるのが令和 11 年度までとなっているため、6 年度から基金を税率抑

制に活用するとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。  
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。  
これより討論、採決を行います。  
討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。  
まず、第3号議案に対する討論を求めます。  
討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。  
これより第3号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。  
お諮りいたします。  
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。  
よって、第3号議案は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、第7号議案に対する討論を求めます。  
討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。  
これより第7号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第7号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第8号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第8号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第8号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第9号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第9号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第9号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第10号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第10号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第10号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第19号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第19号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第19号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 20 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 20 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 20 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 27 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 27 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 27 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 28 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 28 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 28 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 35 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 35 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 35 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 18. 第 2 号議案 武雄市宿泊施設客室整備奨励に関する条例から、日程第 33. 第 34 号議案 令和 6 年度武雄市下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

以上の 16 議案は、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果につきまして、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 2 号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 2 号議案 武雄市宿泊施設客室整備

奨励に関する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、現在の武雄市宿泊施設等整備奨励に関する条例の期限が来年の3月末に期限を迎えるに当たり、その後以降に宿泊施設の客室を整備したものに対し、奨励措置を講じるために条例を制定するものであり、武雄市の宿泊施設の客室及び収容人数を拡充し、誘客及び観光振興を図るものであるとの説明を受けました。

改正内容としては、対象は市内に客室を新たに20室以上整備し、その客室を営業の用に供した者であり、奨励措置の内容について固定資産税の3年間課税免除と操業支援金の交付との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第11号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第11号議案 武雄市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例についての審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴う条例の改正で、基本的に、法の改正に対応する条番号のずれが生じているため、法の条番号の変更に応じた改正となるものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第12号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 12 号議案 武雄市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例についての審査の経過と結果を申し上げます。本議案は、「中小企業融資金貸付制度」の見直しに伴い、条例を改正するもので、改正内容としては、貸付けの決定者が市長から金融機関に変更となったこと。

また融資機関から市長への報告の簡素化と、受付等を行っていた商工会議所や商工会への業務委託の規定の削除。

また、制度の利便性向上のため、貸付期間の延長と重複貸付禁止規定の削除などが行われているとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 13 号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 13 号議案 武雄市川古の大楠公園設置条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、施設内のからくり人形が自然災害の影響により故障を繰り返しており、多額の修繕費用がかかることから、地元のまちづくり推進協議会などと協議をした結果、撤去することになったために、有料施設から削除するものであり、施行日は令和 6 年 4 月 1 日との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 14 号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 14 号議案 武雄市工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部改正及び工業団地の名称の修正に伴い、条例を改正するもので、第 3 条では工業団地の名称について修正を行うものであり、第 6 条では地方自治法の改正に伴う引用条文のずれが生じたため、整理を行うものであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 21 号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 21 号議案 令和 5 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 3 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、第 1 条で歳入歳出それぞれ 10 億 1,123 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 304 億 6,317 万円 8,000 円とするものでした。

歳入の主なものとして 1 款 1 項 2 目．車券発売金では、モーニング競輪、ミッドナイト競輪の売上げが好調なことから 10 億円の増額。

歳出の主なものとして 1 款 2 項 1 目．競輪開催費で、車券発売金 10 億円の追加に伴う、経費補正として関連経費が計上されていました。

また、第 2 条では、「武雄競輪場公園改修事業」について、資材の調達に期間を要したことにより、年度内の工事完了が困難なことから、1,644 万 5,000 円を令和 6 年度に繰越しのお願いするものであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 22 号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 22 号議案 令和 5 年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第 1 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 465 万 1,000 円を追加し、補正後の総額を 6,423 万 8,000 円とするものでした。

主なものとして、歳出では、役務費、工事費などの実績に伴う減額と、24 節．給湯事業基金積立金として 752 万 2,000 円、27 節．一般会計への繰出金として 164 万 2,000 円が増額されていきました。

歳入の 1 款 1 項 1 目 1 節．給湯使用料については、温泉施設のリニューアル及び再開等により 263 万円の増額がありました。

また、繰越明許費として、ポンプ納入の遅れにより今年度更新ができなかったため、給湯送水施設更新事業 194 万 7,000 円が計上されていきました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 23 号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 23 号議案 令和 5 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、393 万 4,000 円を減額し、補正後の総額を 1,745 万 9,000 円とするものでした。

主なものとして、歳出の1款1項1目、新工業団地整備事業費の12節、委託料では、入札減により360万円が減額されており、歳入の4款1項1目、新工業団地整備事業債では、歳出の減額に伴い360万円が減額されていました。

また、第2表繰越明許費では、抵当権抹消の手續に時間を要している、新工業団地整備事業の用地費として7万8,000円の繰越しをお願いするものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第24号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第24号議案 令和5年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計補正予算（第2回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

1款1項1目、国道34号用地先行取得事業費については、家屋等物件の移転に期間を要するため、繰越しをお願いするものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第25号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第25号議案 令和5年度武雄市下水道事業会計補正予算（第3回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、国の補助金の前倒しに伴う補正予算で、令和5年度で国庫補助事業の追加要望を行い、補助金を確保するもので、事業の実施は令和6年度へ繰り越して行うものとの説明を受けました。

資本的支出の1款1項3目16節. 委託料の補正予算額1,670万円では、維持管理の適正化を図るため、農業集落排水事業の三間坂・鳥海地区施設整備計画策定が予定されているとのことで、この事業費のうち、国庫補助の対象額は1,520万円となるとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第29号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第29号議案 令和6年度武雄市競輪事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

令和6年度の武雄競輪開催は、5月の開設74周年記念競輪GⅢをはじめとし、22開催67日が予定されており、歳入歳出の予算総額は、歳入歳出それぞれ249億7,452万7,000円とのことでした。

歳入の主なものとして、1款1項2目の車券発売金は、22開催で合計235億円。

3款1項2目. 競輪施設整備基金繰入金では、競輪場バックスタンド建設工事の基本設計の見直し及び実施設計等のため1億561万1,000円が計上されていました。

歳出の1款1項1目. 競輪事務費12節. 委託費では、バックスタンド建設工事基本設計修正業務委託料1,854万6,000円、同実施設計等業務委託料8,537万1,000円。

3款1項1目繰出金では、一般会計への繰出金2億8,000万円が計上されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 30 号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 30 号議案 令和 6 年度武雄市給湯事業特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 603 万 2,000 円と定めるものであり、歳出の主なものとして、10 節．修繕料では給湯管更新計画に基づく B 泉源送水ポンプ基盤部品の修繕料などが、14 節．工事請負費では、昨年に引き続き、給湯管延伸工事費が計上されていました。

工事区間については、これまでの計画に加え、清本跡地に計画されていた宿泊施設において給湯を利用する申出があり、延伸工事を行うもの。

全体工事費の工期は昨年度 3 月議会では 4 年間かかると説明していたが、3 年間で令和 7 年度で終了する予定であると説明を受けました。

歳入の主なものとしては、1 款 1 項 1 目．給湯使用料の 1 節．給湯使用料として供給先 15 施設において、2,144 万円が見込まれており、前年度予算より 424 万円の使用料収入増となっているとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 31 議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 31 号議案 令和 6 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出の予算総額は、歳入歳出それぞれ 11 億 2,752 万 9,000 円とするもので、令和 6 年度は、隣接している山林で発生している袴野地区地すべり対策事業の影響で造成等を行わず、これまでに実施した造成等に係る起債借入れの元金借換えを行うということで、元金、償還利子が計上されていました。

歳入については、県負担金、県補助金、一般会計からの繰入金などを受け入れ、4款1項1目、新工業団地整備事業債では、新工業団地整備事業の借換え債として11億2,530万円が計上されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべものとした。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第32号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第32号議案 令和6年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、1款1項1目、国道34号用地先行取得事業費16節、公有財産購入費において、国が予定している用地取得費約2億円のうち、用地の取得にかかる分が計上されており、21節、補償補填及び賠償金では、用地取得の際の付帯物件の補償等に係る費用が計上されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべものとした。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第33号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第33号議案 令和6年度武雄市工業用水道事業会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

武雄市工業用水道事業は、令和6年1月23日付で、杵島工業用水道企業団と「武雄市工業用

水道事業の給水区域への供給に関する覚書」の締結がされ、令和6年10月1日からの給水切替えが予定されているとのことでした。

当初予算については、1年間の事業継続に必要な費用が計上されていました。

収益的収入の1款2項1目、他会計補助金の2,617万1,000円は、武雄市一般会計からの繰入れ。

収益的支出は、総額6,106万9,000円でした。

また、資本的収入及び支出に関しては、施設整備等を予定がないため当初予算では計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべものとして決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第34議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第34号議案 令和6年度武雄市下水道事業会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

収益的収入下水道事業収益は16億985万5,000円が見込まれておりました。

収益的支出のうち、営業費用は処理水量の増加に伴い、12億8,575万6,000円、営業外費用は支払い利息の減少に伴い、1億751万2,000円を予定しているとのことでした。

資本的支出の主なものとして、1款1項1目28節、工事請負費では、4億950万1,000円。

2目、浄化槽整備費のうち、28節、工事請負費では2億7,208万6,000円で200基の浄化槽設置を予定しているとの説明を受けました。

3目、施設費では、農業集落排水事業の1,500万円で、矢筈地区の維持管理適正化と大野地区の機能強化事業を予定しているとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべものとして決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決につきましては、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第2号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第2号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第2号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第11号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第11号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 11 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、第 12 号議案に対する討論を求めます。  
討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。  
これより第 12 号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。  
お諮りいたします。  
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。  
よって、第 12 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、第 13 号議案に対する討論を求めます。  
討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。  
これより第 13 号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。  
お諮りいたします。  
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。  
よって、第 13 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、第 14 号議案に対する討論を求めます。  
討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 14 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 14 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 21 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 21 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 21 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 22 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 22 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 22 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 23 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 23 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 23 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 24 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 24 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 24 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 25 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 25 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 25 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 29 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 29 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 29 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 30 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 30 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 30 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 31 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 31 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 31 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 32 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 32 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 32 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 33 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 33 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 33 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 34 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 34 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 34 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 34. 第 18 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計補正予算（第 10 回）から日程第 36. 第 36 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計補正予算（第 11 回）までの以上 3 件を一括議題といたします。

以上の 3 議案は各所管の常任委員会に分割付託及び付託をしておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、第 18 号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 18 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計補正予算（第 10 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

2 款 1 項 7 目. 企画総務費では、さきの第 17 号議案の関連予算として、イラスト使用に伴う賠償金 36 万 5,000 円が計上されておりました。

そのほかの事業につきましては、事業費の確定や実績見込みによる減額が主なものとなっております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 26 号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 26 号議案 令和 6 年度武雄市一般

会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入の主なものとして、市税では、景気回復の兆しが見られることや、賃金上昇の傾向を見込んだこと。

また、令和4年の新幹線開業に伴う設備投資分を令和5年度実績ベースで見込んだことなどにより、前年比9,380万円増の61億690万2,000円が計上されておりました。

また、19款1項3目、競輪事業特別会計繰入金では、競輪事業の収益から一般会計への繰入金として2億8,000万円が計上されておりました。

続いて、歳出の主なものとして、2款1項7目、災害対策費では、備蓄計画に基づき、食料・飲料水など消費期限のある備蓄品の入替えや能登半島地震を教訓とした非常用携帯トイレの購入、その他災害用資機材の購入に係る経費が計上されておりました。

そのほか、10款6項1目、保健体育総務費では、SAGA2024国スポ・全障スポの市内開催競技の経費をはじめ、広報啓発、機運の醸成等に取り組んでいくための予算が計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第36号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に付託されました第36号議案 令和5年度武雄市一般会計補正予算（第11回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、令和2年12月21日に提訴された武雄市防災情報発信システム構築業務委託契約に関する住民訴訟が終結になったことに伴い、訴訟委任契約に基づき訴訟代理人に対して委託料を支払うための費用885万2,000円が計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 18 号議案に対する報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 18 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計補正予算（第 10 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、3 款 1 項 3 目、障がい福祉費では、障がい福祉サービスの利用件数が、新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行したことにより、外出を控えていた方の利用回数や新規の利用者が増え、前年比 6 % の増加となったことから、19 節、扶助費の介護給付費に 1 億 1,087 万 6,000 円の増額を計上、3 款 3 項 3 目、児童福祉施設費では、公定価格が令和 5 年 4 月 1 日に遡及して引き上げられたことにより、教育・保育給付費に 4,773 万 1,000 円を増額しているとの説明を受けました。

そのほか、事業費の確定による予算の調整や、発達障がい児支援事業など繰越明許費を追加するものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 26 号議案に対する報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 26 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計予算の審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、3 款 2 項 1 目、老人福祉費では、6 年度より新たにシルバー e スポ

ーツ教室を各町の地域包括の拠点にて開催するための委託料として、207万5,000円、3款3項4目。家庭児童相談室費では、ヤングケアラーSNS相談窓口業務委託料として、386万7,000円、10款。教育費では、新文化交流拠点整備事業費として、歳出について、庭園部の実施設計業務委託料、小ホール棟などの解体工事費、文化会館内の諸施設の退去に伴う補償費用など総額3億5,715万5,000円、事業の財源として、都市構造再編集集中支援事業費補助金1億6,471万9,000円を歳入に計上しているとの説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

18番 牟田議員

牟田議員／今度の文化会館のやつ、最後、今言われたんですけども、私、議案質疑のときにいろいろ聞きましたよね。

この予算に関してお伺いしたつもりですけども、それに関しての論議はどうだったのか、お伺いしたいと思います。

議長／朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／文化施設の費用の予算の削減の観点から、曲線的なデザイン等を再度見直すことも検討に入れて、デザインを含めた見直しを今後行うということで説明を伺っております。

以上です。

議長／ほかに質疑ございませんか。

18番 牟田議員

牟田議員／それだったら、デザインの見直しを再検討されるということで受け取ってよろしいのでしょうか。

それともう一点、塚崎の大楠の件も聞いていましたけれども、あそこ、エリアの中ですから。その件はどうだったのでしょうか。

議長／朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／デザインについては、とにかくそのデザインを変えることによって、例えば、曲線を直線にすることによって、例えば、どのくらい費用削減につながるかと、そういうのを精査して、再度検討するというものであります。

以上です。

塚崎の大楠周辺については、個別に、具体的な内容については話が出ておりません。

以上です。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 18 号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第 18 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計補正予算（第 10 回）【分割】の審査の経過と結果を申し上げます。

国の予算配分額変更に伴う、令和 6 年度から令和 5 年度へ前倒しの事業、国の補正に伴う事業費の増額などがあったほか、事業費の確定や入札減に伴う歳出の減額、これに伴う国庫補助等の歳入の減額が主な内容でした。

また、事業の進捗状況などで年度内に完了しない事業等について、繰越明許費として翌年度に繰り越す事業費が計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 26 号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第 26 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計予算【分割】について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、4 款 2 項 1 目. 環境衛生費では、循環型社会の実現を目指し、コンポスト・電動生ごみ処理機器・生ごみ処理促進剤の購入費用の補助ゼロカーボン推進事業補助金 215 万円が計上されており、また、環境学習の一環として、環境に関する読み札からなるカルタを活用し、児童・生徒に、環境について楽しく・身近に感じ・学んでほしいとのことで環境カルタ大会を開催するとのことでした。

6 款 1 項 2 目. 農業総務費では、完成から 37 年が経過している山内農村環境改善センターは施設全体の老朽化があり、特に変電、空調設備は喫緊の対応が必要な状況とのことで、施設改修事業として、空調設備等改修工事設計業務委託料などで 1,101 万円、電気設備更新工事 2,462 万 9,000 円が計上されていました。

6 款 1 項 4 目. 畜産振興費 18 節. 負担金補助及び交付金、畜産総合振興対策事業補助金では、本年度、新たに優良種雄牛精液導入補助金が計上されており、これは畜産経営の所得向上を目指し、安定した和牛生産体制を構築するものであるとの説明を受けました。

また、8 款 4 項 5 目. 公園費では、きたがた四季の丘公園トイレ整備工事 1,491 万 6,000 円が計上されていました。

園内の既存トイレは、遊具から離れた場所や市道を挟んだ場所にあるため、公園利用者のさらなる利便性と安全性の向上を目的に、遊具の近くに新たにみんなのトイレを整備するもので、あらゆる人にやさしいインクルーシブ公園として整備することで、さらなる公園の魅力向上と子育て環境の充実などにつなげたいとのことでした。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべものとした。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

まず、第 18 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 18 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の常任委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の常任委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 18 号議案は、各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 26 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／第 26 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計予算を定めることについて、反対の討論を申し上げます。

当初予算は、歳入歳出総額 263 億 9,475 万円と、前年度比 5.5%増の予算となっています。

市長は 3 月 4 日定例会初日、市長提案事項説明演告で、本年 4 月から学校給食費の改定を行う中、激変緩和措置として給食費増額分の半額を補助する、1,959 万 6,000 円を計上し、保護者負担の軽減予算となっています。

また、生ごみの原料堆肥化、再資源化のため、215 万円を復活、予算計上されております。

市民福祉の向上と市民の願いに応えたものの予算となっているのではないのでしょうか。

しかし一方で、13 億円、大学設置に関する支援を表明されております。

予算を定めることについての反対の理由の第 1 は、2 款 1 項 1 目 2 節の総務費の給料で、山内、北方、両サービスセンターの職員給与費を 9 月分までしか予算計上されておられません。

この間、窓口業務を民間委託し、さらに、山内、北方、両サービスセンターの窓口業務の廃止を強行しようとしています。

区長会等に説明したから強行とは、市民は納得していません。

市長が進めるコストカットであり、中止を求め、継続のための予算措置を 800 万円求めるものであります。

反対の理由の第 2 は、令和 6 年度一般会計当初予算の継続費、袴野地区地すべり対策事業 8 億 6,200 万円の事業は、もともと、平成 29 年から始まった新工業団地造成工事の中で、令和 4 年 3 月から 4 月に起きた地すべりが原因であり要因ですから、一般会計でなく、特別会計で事業はやるべきではないのでしょうか。

まさに、市民負担はやめるべきであります。

反対の理由の第3は、10款1項3目7節．官民一体型学校づくり、花まる学校関係予算に反対であります。

前市長が独断で進めたこの教育方針は、ただちに中止し、撤回するよう求めるものであります。

反対の理由の第4は、前市長が民間委託を独断で進めた、10款5項4目12節．図書館・歴史資料館指定管理料1億8,899万3,000円の計上、支出に反対であります。

そして、歳入の行政財産目的外使用料の中の図書館本館、こども図書館に関わるエントランスホール、図書及び物の販売スペース、カフェスペースに利用されている面積509平方メートルに448万255円を減額しているのは撤廃すべきであり、100%の徴収金として、896万510円を徴収すべきであります。

この間、明らかに、出てきた、法定外公共物占用料の中で、70円を、100円徴収している実態が問われています。

不公平な徴収は正すべきであります。

365日、9時から21時の営業日時であり、文化会館の閉館日のある業者と同じくすべきではありません。

以上を申し上げ、令和6年度武雄市一般会計予算を定めることに反対の討論といたします。

議長／5番 江口議員

江口議員／第26号議案 令和6年度武雄市一般会計予算、2款2項1目14節．袴野地区地すべり対策事業について、賛成の立場で討論をいたします。

継続費として上がっている総額8億6,200万円のうち、令和6年度分は4億3,100万円となっております。

これは、工業団地に隣接する土地の地滑り対策費であり、工業団地をより安全な状態にして、安心して企業誘致できるようにするためのものであります。

分譲開始に向けて必要でありますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／討論ございませんか。

> 「なし」の声

討論をとどめます。

これより第26号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する各所管の常任委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 26 号議案は、各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 36 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／第 36 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計補正予算（第 11 回）に、反対の討論を申し上げます。

歳出は、弁護士委託料 885 万 2,000 円となっています。

算定の基礎として、防災情報発信システム構築業務は、当初、令和 2 年当初予算に 3 億 3,540 万 7,000 円計上されました。

全体事業費として 2 か年、合計 6 億 8,690 万 7,000 円と計上されておりました。

そして、ケーブルワン社と契約金額が 5 億 7,841 万 2,120 円でありました。

それが佐賀地裁の判決が出て、昨年 1 月 27 日の市議会で、市長は追認議案として、ケーブルワン社との契約議案 5 億 7,841 万 2,120 円、令和 2 年 7 月 14 日、契約したことを提出されました。

さらに、追認、変更議案として、5 億 4,934 万 6,380 円を令和 4 年 2 月 3 日に変更したことを議案として提出をされました。

さらに、令和 4 年 3 月 4 日に変更したとして、4 億 2,373 万 6,280 円の議案を提出されました。

さらに、令和 4 年 3 月 25 日に変更したとして、4 億 548 万 6,620 円の契約議案を提出されました。

この契約金額が、弁護士委託料として、基礎算定として 2%、金額として 885 万 2,000 円のことですが、この佐賀地裁の示した判決は、市の条例、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に、故意、過失を認め、条例が定める工事の請負、財産の取得に当たると明確に問われた判決でありました。

市長は不服として、福岡高裁に控訴されましたが、福岡高裁の判決文は、佐賀地裁の争点は

認め、さらに、私たちは上告、原告団は上告いたしました。判決文は、福岡高裁の判決文を認めているわけではありませんか。

よって、市民6人は、自らの資金と支援者の浄財で捻出したのであります。

市長は市の条例どおり、行政を執行していれば、この弁護士委託料885万2,000円は支出せずにおられたわけではありませんか。

追認という条件で、市長の損害賠償金4億548万6,620円は免れたわけでありますが、市の財産から支出されるこの弁護士委託料の費用は、市長と関係した執行部の責任で885万2,000円は支払うべきかと(?)強く指摘し、その責任を求め、反対の討論といたします。

議長／6番 吉原議員

吉原議員／おはようございます。

第36号議案 令和5年度武雄市一般会計補正予算(第11回)について、賛成の立場で討論いたします。

先ほど、反対討論の中で、最初から最後までの流れのほう、説明をいただきましたけれども、皆さん、内容のほうは御存じのとおりかというふうに思っております。

この裁判において、被告というのは武雄市の長でありまして、一個人の小松政氏ではございません。

武雄市においては、執行機関の長である市長を被告として提起された住民訴訟に应诉するために必要な経費については、地方自治法第232条第1項の規定により、普通地方公共団体が支弁するとの規定に基づき、この弁護士費用を予算計上することに問題はないかと思われま

す。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長／討論をとどめます。

これより第36号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 36 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 37. 第 37 号議案 令和 5 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 4 回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／おはようございます。

第 37 号議案 令和 5 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 4 回）について、補足説明申し上げます。

先ほど、第 21 号議案 令和 5 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 3 回）におきまして御承認をいただいたところではございますが、今月開催いたしましたミッドナイト競輪、ナイター競輪が、見込を上回る売上げがあり、また、今月 28 日から開催予定の大坂・関西万博協賛競輪についても上回る見込が見込まれますので、車券発売金の増額と、それに係る経費につきまして、補正をお願いするものであります。

補正予算書 2 ページをお願いします。

今回の補正につきまして、第 1 条で、歳入歳出それぞれ 20 億円を追加し、歳入歳出予算の総額を 324 億 6,317 万 8,000 円とするものでございます。

予算説明書の 9 ページをお願いいたします。

歳入につきまして、1 款 1 項 2 目. 車券発売金として 20 億円を計上しております。

次に、歳出につきまして、10 ページを御覧ください。

売上増に伴います経費といたしまして、12 節. 委託料に 2 億 7,448 万 6,000 円、18 節. 負担金補助及び交付金に 4,600 万円、21 節. 補償補填及び賠償金に 15 億円を計上しております。

最後に、4 款 1 項 1 目の予備費に 1 億 7,951 万 4,000 円にて歳入歳出の調整を行っております。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 37 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略したいと思います。  
これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。  
よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。  
本案に対する討論を求めます。  
討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。  
これより第 37 号議案を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。  
よって、第 37 号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 38. 第 38 号議案 教育長の任命についてを議題といたします。  
提出者から説明を求めます。

小松市長

小松市長／第 38 号議案 教育長の任命について御説明申し上げます。  
現教育長であります松尾文雄氏の任期が令和 6 年 3 月 31 日をもって満了いたします。  
つきましては、引き続き松尾氏を武雄市教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び  
運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。  
松尾氏の経歴につきましては、添付いたしております略歴のとおりでございます。  
どうぞよろしくお願いたします。

議長／本案に対する質疑を開始します。  
質疑ございませんか。

17 番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／質問者のおらんとで、質問ばどこにするとね（？）。

分かりました。

先ほど、教育長の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意が必要であるから今日出したと。

なぜ今日なのか。

この間までは福祉文教委員会開きましたけれども、教育長の「きよ」の字も出てきませんでしたので、なぜ今日出すのか、その辺のところをお尋ねをしたいと思います。

議長／小松市長

小松市長／これまで人事案件については、最終日に追加でこちらから提出をするという慣例がございましたので、そこに沿って出したところでございます。

ただ、十分審議、検討していただくためには、事前の説明というところが不足していた部分もあると思いますので、その点については申し訳なく思っております。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

第 38 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

お諮りいたします。

第 38 号議案は原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 38 号議案すなわち松尾文雄氏を教育長に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

\* 休憩中 \*

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 39. 第 39 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第 41. 第 41 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任についての、以上 3 件を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／第 39 号議案から第 41 号議案までの固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本年 4 月 30 日をもって、馬渡明氏、北村潤一氏及び古賀雅章氏の任期が満了となります。

つきましては、次期固定資産評価審査委員会委員として、引き続き、馬渡明氏及び北村潤一氏を選任いたしたく、また、新たに、行武謙一氏を選任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

なお、各氏の経歴につきましては、添付しております資料のとおりでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長／第 39 号議案から第 41 号議案までの、以上 3 議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

この3議案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、この3議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとに行います。

まず、第39号議案について討論を開始します。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより、第39号議案を採決します。

第39号議案は原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第39号議案、すなわち馬渡明氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

次に、第40号議案についての討論を開始します。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより、第40号議案の採決を行います。

第 40 号議案は、原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 40 号議案、すなわち北村潤一氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

次に、第 41 号議案について討論を開始します。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより、第 41 号議案を採決します。

第 41 号議案は、原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 41 号議案、すなわち行武謙一氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第 42. 議提第 1 号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
提出者から説明を求めます。

9 番 上田議員

上田議員／議提第 1 号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

令和 5 年 12 月議会定例会において、武雄市部設置条例が一部改正され、環境部が廃止されることとなりました。

この改正に伴い、常任委員会の所管を改める必要が生じたため、本条例を改正するものでございます。

施行日は令和 6 年 4 月 1 日でございます。

以上、提案の理由といたします。

議長／提出者に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本件は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決しました。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより議提第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、議提第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第43. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。

この申出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出の調査中の事件につきましては、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたします。

これをもちまして、令和6年3月武雄市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。